

〒164-0013

東京都中野区弥生町

様



PO111034260028389

事件番号 令和8年(交)第50001号

損害賠償請求事件

申立人

相手方

外1

期 日 呼 出 状

令和8年1月20日

申立人

様

〒130-8636

東京都墨田区錦糸4-16-7

東京簡易裁判所民事第6室1係

裁判所書記官 今 泉

延



電話 03-5819-0276

FAX 03-5819-0265

頭書の事件について、当裁判所に出頭する期日下記のとおり定められましたから、同期日に出頭してください。

記

期 日 令和8年2月26日(木) 午後1時30分

調停期日

場 所 当裁判所 墨田庁舎民事6室1係書記官室(3階)

(出頭の際には、この呼出状を上記場所で示してください。)

やむを得ない場合を除き、必ず本人が出頭してください。

病気やその他やむを得ない事情で期日に出頭できない場合や、弁護士、司法書士以外の人(例えば親族や担当社員など)を代理人にしたい場合は、当裁判所にお問い合わせください。

この事件に関係があると思われる書類等をお持ちでしたら、当日持参してください。

実情に沿った紛争解決ができるように、調停期日では、事件の実情やあなたの言い分を十分お聞きします。

調 停 申 立 書

令和 8 年 1 月 7 日

東京簡易裁判所 御中

事件名 損害賠償 請求調停申立事件

調停事項の価額 金 294,688 円

手数料額 金 1,500 円

〒164-0013

住所（送達場所）東京都中野区弥生町

申 立 人

電 話 080-

FAX 03-

印

〒227-0063

住 所 神奈川県横浜市青葉区

相 手 方

〒590-0823

住 所 大阪府堺市堺区石津北町56番地

相 手 方

株式会社 サカイ引越センター
代表取締役 田島 哲康

添付書類

- | | | | |
|---|--|---|---|
| ☒ 交通事故証明書 | ☐ 示談書 | ☐ 念書 | ☐ 車等の損傷部分の写真 |
| ☐ 領収書 | ☐ 車等の修理代金見積書 | ☐ 事故状況説明図 | |
| ☐ 診断書 | ☒ 登記事項証明書（商業登記簿謄本） | | |
| ☒ 甲第1号証 | ☒ 甲第2号証 | ☒ 甲第3号証 | ☒ 甲第4号証 |
| ☒ 甲第5号証 | ☒ 甲第6号証 | ☒ 甲第7号証 | |

申 立 て の 趣 旨

1 相手方【☒ ████████ / ☒株式会社 サカイ引越センター】は、申立人に対し、
【☒連帯して】次の金員を支払う。

☒ 金 2 9 4 , 6 8 8 円

☒ 【☐上記の金額 / ☒上記の金額のうち金 1 2 6 , 1 8 8 円】に対する
令和 7 年 1 1 月 5 日から支払済みまで年 3 % の割合による金員

☐ 相当額の金銭

との調停を求める。

紛争の要点

1 交通事故の発生

(1) 日時

令和7年11月5日 【☒午前/☐午後】 10時15分頃

(2) 場所

東京都中野区本町5丁目34番12の歩道上

(3) 申立人車両等

ア 車種 ☐普通乗用自動車/☐普通貨物自動車/☐自動二輪車/
☐原動機付自転車/☒自転車/☐徒歩

イ 運転者 ☒申立人/☐その他 ()

ウ 所有者 ☐申立人/☒その他(顧問契約の会社)

(4) 相手方車両等

ア 車種 ☐普通乗用自動車/☒普通貨物自動車/☐自動二輪車/
☐原動機付自転車/☐自転車

イ 運転者 ☒相手方 朝倉 礼歩/☐その他 ()

(5) 事故態様 ☒衝突/☐追突/☐接触/☐その他 ()

2 ☒相手方 XXXXXXXXXX / ☐その他 () の過失態様

☒前方不注意/☐センターラインオーバー/☒一時停止違反/☐無理な追越し/
☐制限速度違反/☐信号無視/☐その他 ()

3 相手方の責任

☒相手方の XXXXXXXXXX は、上記2記載のと通りの過失責任がある。

☒相手方の株式会社 サカイ引越センターは、相手方車両運転者の使用者であり、
業務中の本件事故について、使用者としての責任がある。

4 上記事故によって受けた損害

(1) 物的損害

ア 修理代金 金 円

イ その他

損壊自転車の代替車の購入費 金35,780円

小計 金35,780円

(2) 人身損害 左腕及び左手の打撲症

ア 傷害の部位

程度 (全治26日 入院0日 通院4日)

イ 治療費 金28,910円

ウ その他

サポーター等費 金 2,098円

通院・通勤交通費 金29,400円

小計 金60,408円

(3) 合計 金96,188円

(その他の参考事項は以下のとおり)

1. 甲第1号証～甲第7号証の説明

(1) 甲第1号証の説明

申立人が令和7年11月19日付けで、相手方のサカイ引越センターが加入する自賠責保険会社に送付した事故中間報告書であり、診断書、立替えた医療費領収書、立替えたサポーター等の領収書、治療後の左腕左手の写真などが添付されています。

(2) 甲第2号証の説明

申立人が令和7年12月3日付けで、相手方のサカイ引越センターが加入する自賠責保険会社に送付した事故報告書であり、立替えた通院通勤交通費の領収書などが添付されています。

(3) 甲第3号証の説明

申立人が令和7年12月3日付けで、相手方のサカイ引越センター目黒支社に送付した事故報告書であり、損壊自転車の写真、立替えた代替購入自転車の領収書、立替えた通院通勤交通費の領収書、治療後の左腕左手の写真などが添付されています。

(4) 甲第4号証の説明

申立人が令和7年12月19日付けで、相手方のサカイ引越センター本社に送付した交通事故に係る通知書であり、前項(3)甲第3号証の全書を添付しました。

(5) 甲第5号証の説明

相手方のサカイ引越センターが加入する自賠責保険会社の損害保険ジャパンから、令和7年12月15日付けで申立人に送付された損害賠償金の提示、承諾書(免責証書)です。

(6) 甲第6号証の説明

相手方のサカイ引越センター目黒支社から令和7年12月22日、申立人にメール送信された損害賠償金の提示、示談書です。

(7) 甲第7号証の説明

申立人が作成した相手方に署名捺印を求める示談書です。

2. 請求金額の計算式

$$\begin{aligned} & 96,188 \text{円 (申立人の合計立替金額)} \\ + & 30,000 \text{円 (申立人が相手方及び自賠償保険会社へ送付した} \\ & \quad \text{当該事故関係書類の作成料及び送付料等)} \\ - & 31,000 \text{円 (申立人が自賠償保険会社から提示された立替治療費等)} \\ - & 7,900 \text{円 (申立人が自賠償保険会社から提示された立替通院交通費)} \\ + & 241,800 \text{円 (申立人の症状固定までに要した26日間における減収の} \\ & \quad \text{代替えとして1日9,300円} \times 26 \text{日間の慰謝料)} \\ - & 34,400 \text{円 (申立人が自賠償保険会社から提示された慰謝料)} \\ = & 294,688 \text{円 (合計金員)} \end{aligned}$$

3. 相手方の株式会社サカイ引越センターに対する不信感

(1) 事故対応に関する不信感

甲第4号証の当該事故に係る対応経緯は、人身事故であるにもかかわらず、大手企業とは考えられない非礼かつ非常識でした。

(2) 示談書に関する不信感

甲第6号証の示談書は、受信メールの文章とは異なり、次の事由から前項(1)の不信感を払拭するどころか、不信感を増大させました。

イ. 被害者と加害者を倒錯しているような文章内容に誠意を感じられません。

ロ. 事故発生日が11月6日と間違えているにもかかわらず、重要文書であるべき示談書を校正していないことに疑義を感じています。

ハ. 「接触」という文言で恣意的に当該事故を矮小化する意図を感じています。

ニ. 相手側の加害者が口外禁止約款を記載したことに、口外されたくない疚しい魂胆を感じています。

ホ. 相手側と自賠償保険会社との契約には免責約款があるようですが、相手側の示談金額が申立人の物損に係る立替金額だけであることに驚愕しています。

4. 損害保険ジャパン株式会社に対する失望

当該社は事故の翌日から自賠償の範囲内で誠実な事故対応をしていましたが、次の事項については失望しています。

- イ. 甲第5号証の損害賠償金のうち、申立人が立替えたサポーター等の代金2,098円を2,090円に減額したこと。
- ロ. 相手方の加害者の住所が事故証明書の住所と異なること。

5. 前記2請求金額の計算式に係る減収の代替えとしての慰謝料に関する説明

(1) 申立人の顧問契約

申立人は自身が代表者の株式会社[]と株式会社[]との間で総合通報事業に関する経営全般の顧問契約を締結しています。顧問契約には経営全般に係る次の多種多様な業務が含まれています。

- イ. 経営戦略に係る策定及び履行等並びに経営帳票の作成及び管理等
- ロ. 取引先の自治体及び消防署に係る営業戦略の策定及び履行等並びに入札書及び契約書等の全業務関連書類の作成
- ハ. 総合通報事業の通報機器に係る開発及び製造等の全関連業務の遂行

(2) 申立人の顧問料

申立人(株式会社[])と株式会社[]の顧問契約に定める顧問料は、月額基本顧問料及び前項(1)イ・ロ・ハの業務に係る成果報酬で構成されています。

(3) 申立人の減収

申立人は事故当日から症状固定までの期間、左腕及び左手をギブス又はサポーターで固定していました。

そのため、業務に不可欠な最も多用するパソコン操作に支障を来し、業務遂行に相当な遅滞を生じました。

しかし、業務遂行の遅滞で生じた顧問料の減収を明確に算出するのは容易ではなく、相当な時間を要するため減収の代替えとして、弁護士の査定金額に症状固定までの日数を乗じて算出した慰謝料を求めることにしました。

6. 示談書の提出

前記3(2)ニの事由から、申立人が作成した開示承諾約款を記載した甲第7号証の交通事故示談書を提出することにしました。

令和 7 年 11 月 19 日

損害保険ジャパン株式会社
東京保険金サービス第 2 課

様

東京都中野区弥生町

事故中間報告書(添付の写真等を参照)

前略、

11 日に痛みが消えない親指の MR I 検査を受け、本日、検査結果について主治医の診察を受けました。

平成 25 年に(株)の顧問に就任しましたが、現在でも総合通報事業部の実質的な COO としての業務に従事しています。

ギブスだと業務に不可欠なパソコンの操作が不自由で業務に支障を生じているため、ギブスを外してもらい、テーピングとサポーターに変更してもらう許可を得ました。

本日の診察で 26 日には親指と同様に痛みが消えない肩の MR I 検査を受診することになりました。

さて、交通費の件については、顧問に就任した時から中野新橋の自宅から新井の事務所には次の事由でタクシー通勤していました。

タクシー通勤であれば約 10～15 分ですが、電車通勤の場合は東中野または荻窪經由になり、双方ともに 45 分以上を要します。

後期高齢者になって足腰が弱ったことを自覚せざるを得なかったため、一念発起して約 15 分の自転車通勤に変更しました。

先日、貴社から事故関係書類が届きましたので、本日、下記の書類だけを送付させていただきます。

26 日の MR I 検査と主治医の診察結果の後、立替えた医療関連費用と交通費等の全てを請求させてもらう予定にしていますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 個人情報の取扱いに関する同意書
2. 同意書
3. 振込指図書
4. 診断書
5. 医療費請求書兼領収書(写し)
6. ギブスの写真
7. テーピングとサポーターの領収書(写し)
8. テーピングとサポーターの写真
9. 26 日の MR I 検査予約票

以上

令和7年12月3日

損害保険ジャパン株式会社
東京保険金サービス第2課

様

東京都中野区弥生町

事故報告書

前略、

11月26日に左肩のMRI検査を受け、骨折していないことが確認できました。

同月11日にMRI検査を受けた親指の痛みについては、俗称「日にち薬」と言われる月日の経過により自然治癒するまでサポーターを継続することにして、12月からは自転車通勤を再開しました。

交通費については、様とサカイ引越センターの様の双方に通勤と通院に係わる全ての領収書の写しを送付しますので、双方の物損免責約款に基づいて分別のうえ、様には同封した署名・押印済みの入院・通院交通費明細書の作成をお願いします。さて、先日の報告書に記載したとおり、私は現在でも(株)の総合通報事業部の実質的な責任者として従事しています。(同封した名刺とパンフレットを参照)

総合通報事業部は取引先が自治体と消防署、業務が独居高齢者の人命救助であるため、24時間365日、救助に係わる消防署などから緊急連絡があります。

私は警察の実況見分の際、事故の動揺により消防署などの緊急連絡用の携帯電話を私の連絡先にしていたのです。

私の本来の住居は静岡県ですが、現在の住所は東京の社宅で、完全なリモートワークが可能な通信機器と情報機器を備えていますので、今後の連絡方法は全て会社の電話番号または会社のメールアドレスにお願いいたします。

なお、示談書については、当社の顧問弁護士の承認を得る必要があることを予め連絡させていただきます。

以上

令和 7 年 12 月 3 日

株式会社 サカイ引越センター
目黒支社 ■■■様

東京都中野区弥生町 ■■■
■■■

事故報告書(下記の添付書類等を参照)

前略、

11月26日に左肩のMRI検査を受け、骨折していないことが確認できました。
同月11日にMRI検査を受けた親指の痛みについては、俗称「日にち薬」と言われる
月日の経過により自然治癒するまでサポーターを継続することにして、12月からは
自転車通勤を再開しました。

平成25年に(株)■■■の顧問に就任し、現在でも総合通報事業部の実質的な責任
者として従事しています。(同封した名刺とパンフレットを参照)

顧問に就任した時から中野新橋の社宅から新井の事務所には次の事由でタクシー通勤
していました。

タクシー通勤であれば約10～15分ですが、電車通勤の場合は東中野または荻窪経
由になり、双方ともに45分以上を要します。

後期高齢者になって足腰が弱ったことを自覚せざるを得なかったため、一念発起して
約15分の自転車通勤に変更しました。

下記の事故自転車の代わりに購入した自転車の関連書と交通費の領収書を送付します。
交通費については、■■■様と損害保険ジャパンの■■■様の双方に通勤と通院に係わる
全ての領収書を送付しますので、双方の物損免責約款に基づいて分別をお願いします。
私が責任者をしている総合通報事業は取引先が自治体と消防署、業務が独居高齢者の
人命救助であるため、24時間365日、救助に係わる消防署などから緊急連絡があ
ります。

私は警察の実況見分の際、事故の動揺により消防署などの緊急連絡用の携帯電話を私
の連絡先にしていたのです。

私の本来の住居は静岡県ですが、現在の住所は東京の社宅で、完全なりモートワーク
が可能な通信機器と情報機器を備えていますので、今後の連絡方法は全て会社の電話
番号または会社のメールアドレスをお願いします。

なお、示談書については、当社の顧問弁護士の承認を得る必要があることを予め連絡
させていただきます。

記

1. 購入自転車の領収書(写し)と購入同型自転車の写真1枚
2. 事故自転車の写真4枚
3. 11月5日～11月19日のギブスの写真1枚と11月20日以降のサポーターの写真
4. 通勤・通院に係わる全ての交通費(写し)

以上

令和7年12月19日

株式会社 サカイ引越センター
本社 交通事故担当責任者 様

東京都中野区弥生町

交通事故に係る通知書

前略、

令和7年11月5日、私が自転車で上り坂の歩道を走っていたとき、歩道の右側に在るコンビニの駐車場から飛び出して来た目黒支社の社員さんが運転する車両に車道まで跳ね飛ばされました。

私は少年時代から柔道に精進し、後期高齢者になるまで中国拳法を修習していたため、本能的に受け身で頭部を守り、全治2週間程度の左肩と左腕の打撲傷で事なきを得ました。

私は無過失である被害者にもかかわらず、現在まで警察の供述調書を含めて紳士的な対応をしてきましたが、現在までの目黒支社の対応について、不信感を抱いている事柄を記します。

救急車で搬送された中野総合病院において、私は診察前に治療費の支払同意書に署名させられ、支払いもしました。

何故、目黒支社は人身事故にもかかわらず、直ちに契約している損害保険会社に連絡をしなかったのか、連絡さえしていれば、通常は損害保険会社が病院に治療費を支払う連絡をします。

私が治療を終えて支払窓口で待っているとき、貴社の加害社員さんと世田谷支店長が病院に訪れたので、治療費を支払いに来たと判断しました。

しかし、世田谷支店長は私に「支払った治療費とタクシー代は領収書を提出してもらえば必ず支払います」と言うだけでした。

もし、私が治療費やタクシー代を支払う金員を所持していなかったら、世田谷支店長はどうするつもりだったのか、疑問を抱かざるを得ませんでした。

事故当日の夕方、目黒支社の班長が損壊した自転車を私が顧問をしている会社に運んで来ました。

そこで、損壊自転車についての対応を相談しようとしたところ、「私は自転車を運ぶことだけを指示されただけです」と言って帰ってしまいました。

事故の翌日、目黒支店長から「損壊自転車については、代替自転車を購入してください」との電話連絡はありましたが、事故対応の責任者であることの発言はありませんでした。

11月7日、損害保険ジャパン株式会社（以下「損保会社」という）の担当者から郵送した事故関係書類について、私に電話連絡がありました。

その際、損保会社の担当者から貴社の事故対応の責任者が目黒支店長であることを知らされました。

しかし、現在までに私は事故対応の責任者である目黒支店長と会ったこと、また名刺を受け取ったこともありません。

1 1月19日、私は損保会社に事故中間報告書、診断書、医療費領収書(写し)、ギブスの写真、サポーター等の領収書(写し)、サポーターの写真、MRI検査予約票を送付しました。

1 2月1日、私は損保会社の担当者から貴社との自賠責保険契約には、免責約款があることを知らされました。

そのため、私は通院と通勤に係わる全てのタクシー代の領収書を損保会社と貴社の両社に送付し、両社で分別してもらうことにしました。

1 2月3日、私は損保会社に2回目の事故報告書、通院と通勤に係わるタクシー代の領収書(写し)を送付しました。

同日、私は目黒支店長にも事故報告書、代替自転車の領収書(写し)、事故・代替自転車の写真5枚、ギブスの写真、サポーターの写真、通院と通勤に係わるタクシー代の領収書(写し)を送付しました。

しかし、1 2月1日から現在に至るまで、貴社と損保会社から事故対応に係る連絡は一切ありません

私としては、貴社と損保会社との免責約款、また貴社の任意保険の加入の有無については知る由もありません。

そこで、私は本社の担当者様に目黒支店長に送付した事故関連書類一式を添付して、事故対応について通知することにしたので、よろしくお願いいたします。

事故対応に係るご連絡は、私の携帯電話は自治体と消防署からの緊急連絡用のため、添付名刺の会社の電話番号またはメールアドレスにお願いいたします。

以上

2025年 12月 15日

164-0013
東京都中野区弥生町
[REDACTED]

[REDACTED] 様

170-0013
豊島区東池袋 1-18-1 ハレザ
タワー 23F

損害保険ジャパン株式会社
東京保険金サービス第二課
担当者 : [REDACTED]
TEL : 050-37883108
FAX : 042-452-9844

営業時間 月～金（祝日除）9時～17時

書 類 送 付 の ご 案 内

拝啓 このたびの交通事故につきましては、心よりお見舞い申し上げます。
さて、2025年 11月 5日発生の事故について、承諾書（免責証書）を送付いたします。
内容をご確認いただき、ご同意くださる場合には、ご署名、ご捺印のうえご返送くださいますよう
お願い申し上げます。
なお、ご不明な点などございましたら、上記担当者までお問い合わせください。

敬具

2025年12月15日

田中 様

お問合せ番号 73-711100939-20-01

事故日 2025年11月05日

損害保険ジャパン株式会社
東京保険金サービス第二課
担当 田中 様
TEL 050-37883108

損害賠償金提示のご案内

1. 傷害による損害額

項目		算定額		備考
1	治療費	28,910	円	診察料・入院料・投薬料・手術料・柔道整復等の費用
2	看護料	0	円	入院中の看護料や通院付添い費用
3	入院雑費	0	円	入院中の諸雑費
4	通院費	7,900	円	通院に要した費用
5	その他治療関係費	2,090	円	義肢・眼鏡・松葉杖等の費用
6	休業損害	0	円	事故による傷害のために発生した収入の減少
7	傷害慰謝料	34,400	円	精神的・肉体的な苦痛に対する補償
小計 (A)		73,300	円	

2. 損害賠償額

小計 (A)		73,300	円	
8	差引額 (B)	0	円	詳細は別紙をご確認ください。
9	既払額 (C)	0	円	既にお支払い済みの金額です。
ご提示金額 (A) - (B) - (C)		73,300	円	今回、ご案内させていただく賠償金 (示談金) です。

※各項目についての詳細は、別紙 (各損害項目についてのご説明) をご参照ください。
※ご提示金額は、自賠責保険金を含んでおり、自賠責保険支払基準を下回るものではありません。

各損害項目についてのご説明

1. 傷害による損害額

		算定額	内 容
1	治療費	28,910円	総治療期間 2025.11.05 ~ 2025.11.26 治療日数 22日 通院日数 4日 ※医療機関からの請求があり次第当社から医療機関へお支払い致します。
2	看護料	0円	お支払いの対象となるものはございません。
3	入院雑費	0円	お支払いの対象となるものはございません。
4	通院費	7,900円	いただいたタクシー代の領収書より通院日と照らし合わせ 以下の内容でお支払いさせていただきます。 11月05日：1000円 + 1300円 11月10日：800円 + 900円 11月19日：900円 + 900円 11月26日：1300円 + 800円
5	その他 治療関係費	2,090円	テーピング・サポーター代
6	休業損害	0円	お支払いの対象となるものはございません。
7	傷害 慰謝料	34,400円	自賠償保険の支払基準に基づき算定しています。 ※自賠治療期間の範囲内で入通院日数の2倍に相当する日数を対象とします。

2. 差引額、既払額

8	差引額	0円	差引額はございません。		
9	既払額	0円	内訳	金額	内容
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

【備考】

承諾書（免責証書）

当事者 甲 殿

損害保険ジャパン株式会社（丙） 御中

年 月 日

当事者 乙（損害賠償請求権者）

住所

氏名

印

<被害者との関係：本人・親権者・その他（ ）>

事故発生日時	2025年 11月 5日 午前 10時 20分 頃
事故発生場所	東京都中野区本町5-34-12

当事者 甲	住所	<使用者> 堺市堺区石津北町56		
	氏名	株式会社サカイ引越センター		
	住所	<運転者> 神奈川県横浜市青葉区みたけ台 16番地5 ディアスみたけ105		
	氏名		登録番号	
当事者 乙	住所	東京都中野区弥生町		
	氏名		損害物	

上記事故によって私（乙）が被った被害につき、甲加入の自動車保険契約に基づき、丙から下記金額を受領することにより、本件は解決いたします。

受領後は、本件に関しては、甲並びに丙に対して、一切請求いたしません。

<受領額> 73,300 円

<内 訳> 上記金額は、乙の人身損害に関する治療費および慰謝料全額である。以下余白

なお、私（乙）の受領する金額については下記口座へ振り込んでください。

【指定口座】

【指定口座】

金融機関	銀行	本店	店番			
	信用金庫 ()	支店 (ゆうちょ銀行の場合は5桁の記号を記載)				
口座種類	普通 当座 ()	口座番号				
口座名義人(加付)						

Subject: 事故対応について 株式会社サカイ引越センター
From: 目黒支社 <meguro@hikkoshi-sakai.co.jp>
Date: 2025/12/22 22:16
To: <k-toyota@jisintasuke.com>

様

お世話になっております。
この度は多大なご迷惑をお掛けしており誠に申し訳ございません。

12月初めに書類を送付いただいておりますが、ご連絡も出来ておりませんでした事
加害者としての自覚が不足しておりました、改めて深くお詫び申し上げます。

早速ではございますが、弊社からの損害賠償と致しまして、代替え自転車の費用と
自転車ご購入までの交通費を確認させていただきました。

・自転車費用 35,780円

・交通費（通勤分）21,500円

合計57,280円

以上を基に示談書を作成させていただきました。
資料添付致しましたので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご承諾いただけましたら、謝罪のご挨拶も兼ねて書類をお持ちさせていただきます。

何卒ご確認いただきますようお願い申し上げます。

〒158-0082東京都世田谷区等々力2-37-4
株式会社サカイ引越センター目黒支社：
フリーダイヤル0120-97-2331
TEL03-5752-1705 FAX03-5707-0391

—添付ファイル:

豊田様示談書.pdf

16.0 KB

示 談 書

■■■■■（以下、甲という。）と株式会社サカイ引越センター（以下、乙という。）は令和7年11月6日に乙が東京都中野区本町5-34-12付近に於いて、乙の従業員である■■■■■が運転する車両が、甲の乗車する自転車に接触したことにより、甲に怪我を負わせ多大な迷惑を掛けたことについて以下のとおり示談が成立したので本示談書（以下、本件と云う。）2通を作成し、それぞれ記名捺印の上各1通を保持する。

1. 乙は甲に対して、接触事故による対物損害の示談金として
金、57,280円 を甲指定の下記金融機関口座に振込む。

記

金融機関名 :

支 店 名 :

口 座 番 号 :

普通 / 当座 (いずれかに○)

名 義 :

2. 甲及び乙は、示談成立後は甲乙間には何ら債権債務がないことを確認する。
3. 甲及び乙は、本件成立後、本件内容を第三者に対して口外しないことを相互に確認する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 :

氏 名 : 印

(乙) 住 所 : 東京都世田谷区等々力2-37-4

氏 名 : ㈱サカイ引越センター 目黒支社
支社長 印

交通事故示談書

被害者（甲）

加害者（乙）

加害者（丙） 株式会社 サカイ引越センター

上記の甲、乙及び丙は、本書のとおり合意したので示談書を締結する。この示談の成立を証するため、本書3通を作成し、当事者署名捺印のうえ各自1通を保有する。

第1条 （発生日時）

当該事故は、令和7年11月5日の午前10時15分頃に発生した。

第2条 （発生場所）

当該事故は、東京都中野区本町5丁目34番12の歩道上で発生した。

第3条 （発生状況）

1. 当該事故は、甲が登坂の歩道を自転車で通行中、丙の社員である乙が運転する丙所有の車両が歩道の右側に在るコンビニの駐車場から突然に急発進して、甲を車道まで跳ね飛ばした。
2. 当該事故直後、コンビニの駐車場に居合わせたタクシーの運転手が、車道に跳ね飛ばされた甲の傍に立ち、交通整理と併せて狼狽していた乙に警察署及び消防署への通報を指示した。
3. 当該事故後、甲は長年修練していた武道の受け身により左腕及び左手で頭部を守ることができたため、警察官及び救急車が到着するまでには、コンビニの駐車場内に自力で移動していた。
4. 甲は、警察官の事情聴取を受けた後、救急車で中野総合病院に搬送され、各種検査並びに診察及び治療を受けた。

第4条 （発生損害）

1. 甲は、当該事故により左腕及び左手に打撲傷を負い、事故発生日、同年11月10日、同年11月19日及び同年11月26日に各種検査並びに診察及び治療を受けた。
2. 甲の自転車は、当該事故により車軸が曲がり、前籠が変形し、変速ギアのカバー及び左ハンドルのグリップカバーが損壊した。

第5条 （示談経緯）

1. 甲は、令和7年11月19日付けで損害保険ジャパン株式会社(以下「損保会社」という)に、甲が立替えた初回の医療費及びサポーター等の領収書(写し)を含む9枚の事故関連書を添付した事故中間報告書を送付した。
2. 甲は、令和7年12月3日付けで損保会社に、甲が立替えた通院及び通勤に係る交通費の領収書(写し)を含む5枚の事故関連書を添付した事故報告書を送付した。
3. 甲は、令和7年12月3日付けで丙の目黒支社に、甲が立替えた代替自転車の領収書並びに通院及び通勤に係る交通費の領収書(写し)を含む12枚の事故関連書を添付した事故報告書を送付した。

4. 甲は、令和7年12月1日から同年12月18日まで、丙の目黒支社から事故対応に係る連絡が皆無であったため、同年12月19日付けで丙の本社に目黒支社に送付した全ての事故報告書を添付した交通事故に係る通知書を交付記録付き特定封筒で送付した。
5. 甲は、令和7年12月22日に損保会社から郵送された、同年12月15日付けの当該事故に係る自賠責保険金の承諾書(免責証書)を収受した。
6. 甲は、令和7年12月22日に丙の目黒支社から、当該事故に係る物損賠償金の書面及び示談書をメールで受信した。
7. 甲は、前項5の自賠責保険金及び前項6の物損賠償金では、示談できる承服金額では無いことから、東京簡易裁判所に調停を申し立てることにした。

第6条 (示談内容)

乙及び丙は、損保会社の損害賠償金の他に、連帯して当該事故に係る損害賠償金として金294,688円を支払うものとする。

第7条 (免責事項)

甲は、本示談書の締結後に乙及び丙に当該事故に係る一切の請求を行わないことを了承する。

第8条 (開示承諾)

丙は、甲が当該事故に関する示談経緯について、乙に係る関与及び個人情報を除き、必要に応じて第三者に開示することを承諾する。

令和8年 月 日

(甲) 住所	東京都中野区弥生町	
氏名		⑩
(乙) 住所	神奈川県横浜市青葉区	
氏名		⑩
(丙) 住所	大阪府堺市堺区石津北町56番地	
氏名	株式会社 サカイ引越センター	⑩
代表取締役社長	田 島 哲 康	